

原安 第 545 号
平成24年10月5日

玄海原発プルサーマル裁判の会
代表 石丸 初美 様

プルサーマルと佐賀県の100年を考える会
共同代表 野中 宏樹 様

佐賀県知事 古川 康

佐賀県知事に対する要請・質問書に対する回答について

2012年9月11日付けで提出のあった要請・質問書について、別紙のとおり回答します。

玄海原発再稼働に関する要請・質問書への回答

(1) 2012年3月23日の原子力安全委員会の文章において「当委員会が要請した総合的安全評価（ストレステスト）は、「何らかの基準に対する合否判断を目的とするものではなく、設計上の想定を超える外部事象に対して施設の潜在的な脆弱性を事業者自らが的確に把握し、様々な対策を行うこと等により、施設の頑健性を高め、これらの内容について技術的説明責任を果たすことについて、規制行政庁である保安院がこれらの評価結果を的確に確認することを求めたものである」とされています。ストレステストをしたから技術的にこれで安全とか、これで十分とかということは一切言っていない。安全設計審査指針類に代わるものではありません。

原子力安全委員会、保安院は、一次ストレステストで安全の合否を出しているかどうか尋ねます。

(答)

平成24年9月19日に発足した原子力規制委員会の委員長は、平成24年9月19日の記者会見で「ストレステストを含む、いわゆる暫定基準というのがありまして、これ（暫定基準）については、それにとらわれなくて新たな基準で見直します」と発言されています。

(2) 2011年7月6日に原子力安全委員会は、総合的安全評価の実施を経産大臣に要請し、原子力安全・保安院は、各電力事業者にストレステスト（一次、二次）の実施を7月22日に指示しました。しかし、昨年末が期限となっていた過酷事故時の対策の有効性などを調べる二次評価は、各電力事業者からいまだに出ていません。無視しているとしか思えません。（1）の文章では二次評価を速やかに実施するよう催促を求めています。また、9月6日には全国知事会が細野・原発事故担当大臣に提出した原発安全対策の中で、二次評価の実施も求めています。

二次評価も、原子力安全委員会の要請であり、保安院長の指示である以上、九州電力も出すべきだ。

(答)

原子力規制委員会の委員長は、平成24年9月26日の記者会見で、ストレステストについて「事業者がみずからの努力で、いろいろなみずからの持っている施設の安全性を高めるという観点でやられるというのは、大いにやっていただいたらいいと思います。それは一次であろうが、二次であろうが。ただ、それをもって私たちが再稼働の是非は判断しないということです。」と発言されています。

(3) 総合的安全評価（ストレステスト）で扱う自然現象は、津波と地震であり、その他の自然現象・人為事象等による機能阻害喪失の進展を対象としておらず、原子炉の安全性の基準とは到底なり得ません。

<http://www.nisa.meti.go.jp/gensiryoku/files/shimanel109064.pdf>

2012年4月17日の朝日新聞の記事では、「ストレステストをもとに、関西電力大飯原発3、43機の安全性を評価していた安全委員会。3月13日、斑目委員長は、記者から『安全宣言はいつ出すのですか』と聞かれ、『安全宣言的なものを出すことは考えていません』と説明した。」とありま

す。

ストレステストは、地震や津波に対する頑健性を確認する意義があるにしても、安全設計審査指針等の安全基準に代わるものではない。

(答)

原子力規制委員会の委員長は、平成24年9月19日の記者会見で「ストレステストを含む、いわゆる暫定基準というのがありまして、これ(暫定基準)については、それにとらわれなくて新たな基準で見直します」と発言されています。

(4) 野田首相さえ、ポーズだけとはいえ、原発再稼働反対の意思表示をしている市民と公の場で会談を持ちました。知事は、これまでずっとそうした場を拒否してきました。「やらせ」を指示した「密室の会談」を反省したのであれば、再稼働に反対の立場の県民にも正々堂々と会って話を聞くべきだと思いませんか。

(答)

私が「賛成派・反対派のどちらとも会わない」と申し上げていることについては、その考え方は現在も変わりません。なお、私は九州電力に対し、「やらせ」を指示したという事実はありません。